

一般社団法人日本クリケット協会 **スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明**

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://cricket.or.jp/about-jca/public-information>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1)、(2) 2023-2027年の五か年戦略を策定し公表をしている。 https://cricket.or.jp/the-jca-5-year-strategy_2023_2027 (3) 策定にあたり、理事、職員、選手、からの意見を集約し、年齢、性別、国籍を超えた様々な意見を取り入れた戦略となった。	35. 日本クリケット協会 5ヵ年戦略2023-2027
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1)、(2) 「人(人材育成)」については引き続き重点戦略と位置付け取り組んでいる。 5ヶ年戦略を成功させるため、2023年から順次、アドミン、グラウンド、メディアなど担当スタッフの増員を実施する。 (3) CEO評価委員会、財務委員会、コンプライアンス委員会から幅広く意見を募っている。	35. 日本クリケット協会 5ヵ年戦略2023-2027
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1)、(2) 中長期の計画として5ヵ年財務計画(2021-2025)を策定し公表をしている。 また、中長期計画に基づき、事業年度事に予算計画を策定し公表をしている。 https://cricket.or.jp/about-jca/public-information (3) 予算計画の策定には担当部署から草案を提出し、財務委員会を経て決定している。	2. 5ヵ年財務計画 36. 2023年度予算計画

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 女性理事、外部理事共に目標割合は審査基準と同じ割合を用いている。 2025年4月1日現在、外部理事86%(7名中6名)、女性理事43%(7名中3名)となっている。	4. 役員名簿
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	一般社団法人の為に適用しない。	
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) 2021年3月よりアスリート委員会規程に基づき、アスリート委員会の運用を開始した。また、2023年は11月25日に開催を予定している (2) 構成委員は年代、性別などバランスの良いメンバーとなっている。 (3) 2024年12月には理事会においてアスリート委員会からの提言を受けた。規定等で定めてはいないが、年1回以上は理事会において提言を受けることとしている。	5. アスリート委員会規程 6. アスリート委員会名簿 7. アスリート委員会議事録 8. アスリート委員会提言書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事の人数を3人から7人と定款24条で定めており、コンパクトな運営を心掛けている。 現在は定員上限の7名の理事を有しており、理事は役員等候補推薦委員会による選考により、必要なスキルを有するかは適切に判断されている。また、理事会における多様性を重視し、必要なスキルに関しては役割が明確になるように選考されている。 2024年度には6回の定期理事会を開催した。	9. 定款 4. 役員名簿
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	定款第25条4項において理事の就任時の年齢上限を70歳としている。 また、例外として役員等候補推薦委員会から、中長期計画に定める目標を実現する上で、該当理事が新たに又は継続して理事を務めることが不可欠である特別な事情があると評価された場合は、その限りではない。と定めている。	9. 定款
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数 の上限を設けること	定款第28条3項において理事の任期は連続10年と規定している。 また、定款第28条5項において審査項目8で記載した例外に関わらず、理事の定年を80歳と規定している。	9. 定款 10. 役員等推薦委員会規則
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員等候補推薦委員会を設置している。 執行権限を持たない当協会会長、元IF地域担当部長、元理事長、NF会員(加盟協会役員)で構成されている。 委員、理事会、事務局から理事推薦候補を受け、当該委員会で必要なスキルを有するのか確認をし、理事会の承認を経て総会にて選挙が行われる。	10. 役員等候補推薦委員会規則 11. 役員等候補推薦委員会議事録 32. 役員等候補推薦委員会名簿
11	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	就労規則、職務権限規程、理事会マニュアルを整備している。	12. 就労規則 13. 職務権限規程 14. 理事会マニュアル
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	就労規則、経理規程を整備している。	12. 就労規則 15. 経理規定

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	就労規則、職務権限規程を整備している。	12. 就労規則 13. 職務権限規程
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	(1) 定款第30条において理事は無報酬と定義している。監事には別途定める基準に従い報酬を支払っ ている。 職員は就労規則6章の賃金において定義している。	9. 定款 12. 就労規則
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	経理規程を整備している。	15. 経理規定

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	関連規程はまだ整備していないが、スポンサー獲得に関してはJCAパートナープログラムに添って話を 進めている。 海外への放映権の話など出てきている為、規程の作成を検討する。	16. JCAパートナープログ ラム
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	(1)、(3) 選考基準に関しては協会Webサイト(https://cricket.or.jp/national-teams)にて公開してい る。 選考にあたっては理事、元日本代表、代表コーチによる選考委員会によって公平かつ合理的に選考を している。 (2) 現在、選手の権利に関するポリシーを策定している。2026年3月末までに整備する。	17. 日本代表強化選手団 選考資格および選考基準
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	現在審判員を公平かつ合理的な選考に関する規程は整備していない。 2026年6月末までにアンパイア選考規程として整備をする。	18. アンパイアパネル名 簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確保するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確保するこ と	(1) 顧問弁護士を通じて法務相談ができる環境となっている。 (2) 役職員すべてにリスクに対する判断能力があるわけではないが、問題やリスクなどを報告する場が 設けられている。	19. 法律顧問契約書
20	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	(1)2022年6月の理事会において、コンプライアンス委員会の設置が承認された。2024年4月にはコン プラ委員会が開催され通報窓口の対応についてなどが議論された。 (2)コンプライアンス委員会の方針等については、コンプライアンス委員会規程第5条に定めている。 (3)コンプライアンス委員は現在3名で構成されている。内2名が女性。	20. コンプライアンス委 員会規程 21. コンプライアンス委 員名簿
21	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	(1)現在コンプライアンス委員会は、1名の弁護士と2名の理事によって構成されている。	21. コンプライアンス委 員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	理事会においてIFからの講師を紹介して頂き講習会を行った事はあるが、定期的な実施には至っていない。	
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	男子代表、女子代表、アンダーエイジのアカデミーの3区分の代表を設置しており、それぞれの区分において毎年講習会を実施している。 2025年は男子が5月6日、女子が6月2日、U19が4月26日、U16が4月21日に実施をしている。	24. National Squad Policies & Appendices 2022
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	毎年開催されているアンパイア講習会においてコンプライアンス教育を実施している。2025年は3月2日、16日、23日に実施した。	25.The Laws of Cricket 26. JCA Umpires Code of Conduct

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 事務局において毎週金曜日に行われる会議において各部署からリスク報告を受け、CEOの判断により専門家へ相談するか決定をする。 (2) 法律に関しては顧問弁護士に相談できる体制になっている。税務、会計に関しては公認会計士である監事へ指導を仰ぐ事ができる体制になっている。	19. 法律顧問契約書
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1)経理規程、職務権限規程に基づき、経理を行っている。 (2)(3)監事は公認会計士が務めており、中間監査、期末監査を実施し、監査報告書を受領している。	22. 監事名簿 27. 2021年度監査報告書
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1)5か年財務計画に基づき、毎年予算編成をしている。運用にあたっては経理規定などの関連規程に基づき適切に運用をしている。 (2)会計基準に公益法人会計基準（平成20年4月11日・平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会）を採用し、四半期ごとに財務委員会において運用を確認する他、年2回の監査を実施している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	協会Webサイト内(https://cricket.or.jp/about-jca/public-information)にて、財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、財産目録)を公表している。	
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	協会Webサイト内(https://cricket.or.jp/national-teams)にて日本代表選手団選考資格及び選考基準を公開している。 また、選考結果については、協会Webサイトのニュースに掲載している。 2025年日本代表強化選手団： https://cricket.or.jp/archives/30870	17. 日本代表強化選手団選考資格および選考基準
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	協会Webサイト内(https://cricket.or.jp/about-jca/public-information)にてガバナンスコード適合性審査自己説明を公開している。また、本適合性審査の結果も掲載する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	理事会においては理事会マニュアルに利益相反に関する条項を規定しており、理事会において、利益相反に関する違反がないかを確認する運用をしている。 職員・選手に関しては次項におけるポリシーにおいて管理する事とする。	14. 理事会マニュアル
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーの作成に取り組んでいる。	
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) Webサイト(https://cricket.or.jp/reporting_system)において公開をしている。 (2),(3) 内部通報規程第11条において、定めている。 (4) 内部通報規程第10条において、定めている。 (5) 通報窓口の重要性について継続して広く周知することで、通報制度の正当性の認知を広げる。	34.内部通報規程 33.参加者行動規範及び懲戒指針 12. 就労規則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報窓口の運用は弁護士、理事を有するコンプライアンス委員会が担う。	21.コンプライアンス委員名簿
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1)懲罰制度については、「懲戒規程」、「参加者行動規範及び懲戒指針」、「就労規則」に定めている。 (2) 懲戒規程第3条、4条において定めている。 (3)、(4) 懲戒規程第7条において定めている。	33.参加者行動規範及び懲戒指針 12. 就労規則 38. 懲戒規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査は顧問弁護士に依頼をする。	19.法律顧問契約書
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1)、(2) スポーツ仲裁に関する規則第2条において、日本クリケット協会の決定に対する不服申立ては日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できることを定めている。 (3) 申し立て期間に関して、スポーツ仲裁規則に則り、その他期間の制限を行っていない。	23. スポーツ仲裁に関する規則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	審査項目35において作成を進めている懲罰制度に関する規程において、処分通知書の発行にあたり、スポーツ仲裁の利用が可能な旨を明記する。	
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	スポーツ仲裁機構のモデル危機管理マニュアルを参考に、不祥事の項目を追加し策定を進めている。 少しスケジュールに遅れがあるが、2026年6月末までに策定する。	
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、 事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	これまで不祥事等における危機管理が発生する事態にはなっていない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	これまで不祥事等における危機管理が発生する事態にはなっていない。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1)定款第2章に権利・責任が記載されている。 加盟団体の権利に関して明確にするため、2024年4月末までに加盟団体規程を作成する。 (2)、(3)2024年3月23日に開催した地域協会会議において、スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の解説・指導をおこなった。	9. 定款 29. スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	2024年3月23日に開催した地域協会会議において、スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の解説・指導をおこなった。	